

規制シート(様式)

150194700260004

平成28年12月20日

規制の名称	教科書の検定	所管府省	文部科学省
根拠法令等	学校教育法第34条第1項(昭和22年法律第26号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	初等中等教育局教科書課長 望月 禎
規制目的	教科書の著作・編集を民間に委ねることにより、著作者の創意工夫に期待するとともに、検定を行うことにより、適切な教科書を確保すること。		
規制内容の概要	<p>図書は、文部科学大臣の検定を経てはじめて、学校で教科書として使用される資格を与えられる。</p> <p>発行者から検定申請された申請図書は、教科書として適切であるかどうかを文部科学大臣の諮問機関である教科用図書検定調査審議会に諮問されるとともに、文部科学省の教科書調査官によって調査される。</p> <p>教科用図書検定調査審議会での専門的・学術的な審議を経て答申がなされると、文部科学大臣は、この答申に基づき検定を行う。</p> <p>教科書として適切か否かの審査は、教科用図書検定基準に基づいて行われる。</p>	関連する予算	教科用図書検定調査審議会に要する経費(平成28年度予算0.26億円)
規制の最近の改廃経緯	-	関連する政策評価結果	-
規制を維持、改革又は新設する理由	<p>小・中・高等学校等の学校教育においては、国民の教育を受ける権利を実質的に保障するため、全国的な教育水準の維持向上、教育の機会均等の保障、適正な教育内容の維持、教育の中立性の確保などが要請されている。このような要請にこたえるため、小・中・高等学校等の教育課程の基準として学習指導要領を定めるとともに、教科の主たる教材として重要な役割を果たしている教科書の検定を法令に基づき実施しており、その必要性は変わらないため。</p> <p>なお、教科用図書検定基準の改正等、随時必要な制度改善を行っているところ。</p>	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	-		
見直し条項	-		
次の見直し時期	平成33年度		